

平成23年8月8日

ガソリンスタンドの洗車汚泥で放射性物質が検出されたことに
関連して、国に対し基準の強化を要請します。

県内のガソリンスタンド洗車場の汚泥から放射性セシウムが検出されましたが、現在の車両持ち出し基準では、基準をクリアした車両1台でも、今回検出された程度の放射性物質に相当する量が発生する可能性のあることが分かりました。

県では、こうした事実を踏まえ、国に対し、放射能濃度の高いと想定される地域からの車両持ち出しに関する基準の強化を求めます。

なお、国においては3キロ圏内への一時帰宅が検討されているとのことであり、警戒区域内等からの車について、スクリーニングや除染を徹底し、汚染を拡大させることのないよう、あわせて要請します。

本件についてのお問い合わせ先

原子力安全対策課 原子力安全広報監 熊倉

(直通) 025-282-1690 (内線) 6451